

投信積立引落サービス『つみたてべんりくん』約款

1. サービス内容

- (1) 投信積立引落サービス『つみたてべんりくん』（以下「本サービス」といいます）とは、投信定額積立『つみたてくん』サービスでお申込みになられた投資信託の買付代金等について、池田泉州銀行のお客さま預金口座（以下「銀行預金口座」といいます）から、お届け印なしで、資金移動を行う入金サービスをいいます。
- (2) 本サービスをご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設されている必要があります。

2. 利用対象者

- (1) 証券総合取引口座を開設されている個人のお客さまを対象とします。

3. 利用可能な銀行預金口座

- (1) ご指定いただく銀行預金口座の金融機関は、池田泉州銀行に限らせていただきます。
- (2) ご指定いただく銀行預金口座の名義は、当社証券口座と同一名義に限らせていただきます。
- (3) 本サービスでの利用可能な銀行預金口座は、普通預金および当座預金とさせていただきます。
- (4) 本サービスで利用可能な銀行預金口座は、お一人さま1口座のみとさせていただきます。

4. 利用方法

- (1) 本サービスによる資金移動を行うためには、投信定額積立『つみたてくん』サービスでお申込みになられた投資信託の買付日から起算して3営業日前までに、銀行預金口座に買付代金をご用意いただく必要があります。
- (2) 本サービスを申込みされると、お客さまがご契約されているすべての投信定額積立『つみたてくん』サービスに適用されます。
- (3) 投信定額積立『つみたてくん』サービスで、同日に複数銘柄を買付する場合、各買付金額の合計代金を銀行預金口座へご用意いただく必要があります。預金口座の残高が、各買付金額の合計代金に不足する場合は引落が行われません。

5. 振替結果のご案内

- (1) 銀行預金口座の残高不足等により引落ができなかった場合は、再引落処理をいたしませんので、当社が指定する日までに、銀行窓口等でお振込手続きを行ってください。

6. 届出の変更

- (1) お客さまの氏名、ご指定口座等届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面により届出ください。
- (2) この届出を怠ったことにより生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

7. 解約

(1) 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ・お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ・お客さまが当社の証券口座を解約された場合
- ・当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ・当社が本サービスを中止した場合

8. 約款の準用

(1) 預金口座振替に関し、この約款に定めのない事項については、振替指定銀行の取引約款等のほか、当社の他の約款の定めを準用します。

9. 当社の免責について

(1) このサービスに関してお客さまに生じた一切の事項について、当社は、当社の責めによる場合を除き、何らの責任を負いません。

10. 約款の変更

(1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上